

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年3月31日付け2北保福第2942号で行った公文書一部開示決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別紙3の「開示すべき部分」を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。
- 2 別紙3の「不開示とすべき部分」に掲げる部分を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和3年2月17日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「保育園〇〇〇〇〇〇〇（所在地：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）に関する公文書すべて」という内容の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、条例第12条第2項の規定により、開示決定等の期間を令和3年4月2日まで延長する決定を令和3年2月26日付けで行い、審査請求人に通知した。
- 3 実施機関は、本件請求に対応する公文書として、「電話連絡メモ（H31.4.25）」外78件（以下「対象公文書」という。）を特定し、令和3年3月31日付けで、対象公文書に記録されている情報のうち次のものについて、別紙1のとおりそれぞれに掲げる根拠規定及び理由により不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）及び全部を開示する旨の決定を行い、審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年6月29日付けで、行政不服審査法（平成28年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。
- 5 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和3年9月30日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 6 審査請求人は、条例第26条の2の規定により、令和3年11月1日付けで、同条第1項第1号に規定する反論書を実施機関へ提出した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

別紙2の文書に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）に係る処分を取り消し、園児や保育士の氏名を含む固有名詞、生年月日、年齢、入退園時期に関する情報（以下「固有名詞等」という。）以外の部分を開示するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、次のとおりである。

- (1) 認可保育所〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

ア 令和〇年〇月、〇〇〇〇の認可保育所「〇〇〇〇〇〇〇〇」(以下「〇〇〇〇〇〇〇〇」という。)において、当時の〇〇〇〇〇〇〇〇氏(以下「〇〇〇〇」という。)が園児への虐待や体罰を行っていたことが判明した。

審査請求人は、福島県に対し公文書開示請求を行い、実施機関は、県北保健福祉事務所が保有する公文書を一部開示決定したが、〇〇〇〇〇〇〇〇に対する苦情の内容、虐待や体罰の事実に関する記載を含む大部分の情報は不開示とされた。

イ 〇〇〇〇は、園児に対する暴行等により逮捕勾留され、暴行罪で起訴された。

〇〇〇〇が起訴された刑事事件において、数々の園児に対する虐待や暴行の事実が明らかになった。

〇〇〇〇の刑事事件は公の法廷で審理され、その中で保育士や〇〇〇〇の供述調書が取り調べられ、〇〇〇〇に対する被告人質問が実施され、〇〇〇〇が撮影又は録音した動画や音声法廷で流された。

その結果、〇〇〇〇は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の有罪判決を受けた。

ウ 〇〇〇〇〇〇〇〇における〇〇〇〇の虐待及び体罰事件はマスコミに大きく取り上げられ、多くの人の知るところになっている。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇において虐待及び体罰があったことについては、福島県、〇〇〇〇〇〇が把握しているだけでなく、法廷での審理や報道により既に明らかになっている。

上記の経過及び事情は、不開示事由の判断にあたり、考慮されるべきである。

## (2) 不開示情報について

ア 固有名詞等を除けば、個人を識別できる情報とはならず、また虐待等に関する調査結果や苦情に関する情報については、園児等の権利利益を侵害するおそれはない。

個人識別情報は、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り不開示とすべきであるところ、固有名詞等以外の情報については、特定個人の識別が相当程度の確実性をもって可能とは言えない。

事件発覚当時、複数の園児が当該保育園に在籍しており、卒園児も含め多数の園児が被害を受けていたため、固有名詞等を除外すれば特定の個人は識別できない。

イ 個人識別情報又は個人の権利利益を侵害するおそれのある情報に該当するとしても、同様の事件を防止し、子どもの生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要である。

ウ 〇〇〇〇〇〇〇〇は既に閉園しており、同保育園を運営していた法人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する事業を行っていないため、苦情の内容を公開したとしても正当な利益を害するおそれはなく、条例第7条第3号に該当しない。

エ 同様の虐待体罰事件を防止し、子どもの生命、健康又は生活を保護するため、条例第7条第3号ただし書に該当し、公にすることが必要な情報である。

運営会社及び〇〇(当時)は重大な問題を起こした事業者であって、虐待や体

罰防止の観点からも、虐待等に関する調査結果や苦情に関する情報は公にされるべきであり、運営会社及び〇〇（当時）が当該情報を公にされないことで得る利益は、保護されるべき正当な利益とはいえない。

オ 実施機関が公にすることにより情報提供者との信頼関係を損ない今後同種事案が発生した際に正確な情報が得られないとの主張は可能性にすぎない。固有名詞等の情報提供者を特定し得る情報を不開示とすれば、今後同類事案が発生した場合に情報提供を得られなくなることはない。

これに対し、〇〇〇〇〇〇〇に関する調査結果や苦情の関する情報が開示されることにより、〇〇〇〇〇〇〇における虐待及び体罰を防止ないし早期発見できなかった原因の検討、今後の再発防止対策を行うことが可能になり、被害者救済に資するものであって、当該情報を開示することの公益上の必要性は高い。

よって、条例第7条第6号に該当しない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が対象公文書を一部開示とした理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 対象公文書の特定について

対象公文書は、別紙1の79件の公文書であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

##### 2 不開示理由について

本件審査請求に関する対象公文書を不開示とした理由は下記のとおりである。

###### (1) 条例第7条第2号該当性について

当該保育園は小規模保育所であり、園児も職員も少ないことから、不開示部分を公にすることにより、虐待を受けた児童や通報者等の個人が識別され、個人が特定されるおそれがあり、結果として、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当する。

条例第7条第2号ただし書は、個人の権利利益を侵害しない又は個人の権利利益に優越する公益が認められる情報を例外的に開示としたものであるが、本件は個人の権利利益に優越するものとは言えないため、ただし書のいずれにも該当しない。

###### (2) 条例第7条第3号該当性について

当該事業所は〇〇〇〇内で小規模保育施設を運営しており、苦情の内容を公開することにより、保育所の運営に影響を及ぼし、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

条例第7条第3号ただし書は当該事業者の活動によって危害が生じ又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報について開示することを規定したものであるが、不開示とした情報は、当該事業者の活動によって危害が生じ又は生ずるおそれがあるものとはいえず、ただし書には該当しない。

###### (3) 条例第7条第6号該当性について

県や市の関係機関への苦情や相談等の相談内容について、情報提供者はその内容を公にされることを想定しておらず、これらの情報を公にすることにより、情報提供者との信頼関係を損ない、今後同種事案が発生した際に、正確な情報提供が得られない等、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがある。

また、県の聞き取り等調査においては、対象職員等は、その内容が公にされることを想定しておらず、今後同種事案が発生した際の保育関係者等からの事情聴取において、その内容が公にされることを前提とすれば、真実を述べることを躊躇したり、調査等への協力が得られないなど、正確な事実の把握が困難になり、指導等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

## 第5 審査会の判断

### 1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は対象公文書を特定しており、本件審査請求は対象公文書の一部を特定してなされていることから、対象公文書について審査請求人と実施機関との間に争いはないと認められ、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

### 2 審査請求の対象について

本件処分のうち、審査請求人は別紙2の公文書について審査請求をしていると認められることから、当審査会は審査請求対象公文書の不開示部分の条例第7条各号該当性について判断する。

### 3 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第2号、同条第3号及び同条第6号に該当することを理由に、別紙1に記載の情報を不開示としているが、審査請求人はそれらのうち、固有名詞等を除いた不開示情報の開示を求めている。

しかしながら、当審査会が審査請求対象公文書を見分したところ、開示を求めている部分とそうでない部分の切り分けは困難であったことから、以下、審査請求対象公文書の全ての不開示部分について不開示情報該当性を検討することとする。

### 4 条例第7条第2号について

#### (1) 条例第7条第2号の趣旨及び規定について

条例第7条第2号は、本文で「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、

公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号ただし書ア）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ただし書イ）及び当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書ウ）は、不開示情報から除かれる。

この規定は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、プライバシーはいったん開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、特にプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的として、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とすることを定めたもので、「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、所属団体、資産、心身の状況、生活記録等、個人に関する全ての情報と解される。

本号ただし書は、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものである。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 当該情報のみで個人を識別できる情報

本件公文書には、〇〇〇〇〇〇〇〇に勤務する保育園職員の職名及び氏名並びに当該保育園に通園又は退園した園児、保護者及びその他本件の関係者の氏名が記載されており、それらの情報は情報の内容から個人を特定できる情報であり、当該部分は条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

イ 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報

条例第7条第2号は、当該情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものについても、個人識別情報として不開示情報になるという趣旨である。

これには、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、不開示とすべきとの解釈がある。

他方、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合にも、不開示となると解されるものがある。

審査請求対象公文書において不開示とされた情報のうち、別紙3の「開示すべき部分」に記載した各情報については、インカメラ審査の結果、本件処分において開示された部分を含め、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、職員、園児、保護者及びその他本件の関係者を識別することが相当程度確実であるとは認められず、開示すべきである。

一方で、別紙3の公文書3等の「通報者に関する情報」、「相談、苦情の内容」、

「聴取内容」及び「保護者説明会の発言内容」に関する個人情報のうち 不開示とすべき部分に記載した情報は、本件処分において開示された部分及び別紙3の開示すべき部分に記載した情報と照合することにより、特定の個人を識別することが相当程度確実であると認められる。

今回の対象保育園は小規模であり、園児や職員も少ないことから、一般人が通常入手し得る情報のほか、当該個人の近親者、保育園関係者、地域住民であれば知り得る情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報は、条例第7条第2号の個人情報に当たると認められる。

特に、園児に関する情報は、一見個人を特定できないような記載であっても、関係者が見れば、特定の園児を識別できると推認される部分が多くあり、それらを開示した場合、すまいるえくぼに在園していたことが明らかになり、今後の園児の成長過程において影響を及ぼすおそれが相当程度あると認められる。

このような他の情報と照合することにより、特定の個人を識別されることとなる情報は、別紙3において、条例第7条第2号該当として不開示とすることが妥当であると判断する。

ウ 個人を識別することはできないが、公にすることによりなお、個人の権利利益を害するおそれがある情報

条例第7条第2号は、個人識別性のない個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報については、条例第3条の趣旨を踏まえて、開示を禁ずるという趣旨であり、例えば、反省文やカルテ等個人の思想や心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものが挙げられると解される。

公文書15等の「個人の内心に関する情報」、「個人の考え」及び「苦情の内容」に関する情報には、職員の心情や反省を述べている情報や職員や保護者の心身の状況が記載されており、これらの情報は、特定の個人が識別されなくても、個人の人格と密接に関係しているものであって、開示されると個人の権利利益を侵害するおそれが相当程度あるものと推認できることから、別紙3において、条例第7条第2号該当としたものは不開示とすることが妥当であると判断する。

しかし、インカメラ審査の結果、意見聴取の際の個人の発言が全て個人の心情を述べているものではなく、発言の中には、慣例的な表現として用いられるものや園内での出来事を客観的に述べているだけのものもあり、全てが個人の人格と密接に関わっているとは認められない。

このため、特定の個人を識別することができず、個人の権利利益を害するおそれがないと認められる情報については、条例第7条第2号に該当しないことから開示すべきである。

エ ただし書アについて

審査請求人は、〇〇〇〇〇〇〇〇において虐待及び体罰があったことについては、法廷での審理や報道により既に明らかになっていることから、非開示事由の判断にあたり考慮されるべきである旨主張するが、対象公文書に記載されている個人情報、条例第7条第2号ただし書アが規定する「法令等の規定により又は慣行

として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえないことから、別紙3において、条例第7条第2号該当としたものは不開示とすることが妥当であると判断する。

ただし、〇〇〇の氏名については公にされているとともに、本事案が、保育園の〇〇による虐待事件として大きく報道され、刑事事件として広く一般県民にも明らかにされている状況から、〇〇〇が対象公文書において特定の個人として識別されることによる権利利益の侵害は生じないものと考えられるところであり、その上で、〇〇〇にかかる発言については、条例第7条第3号の事業情報の側面をもつことを踏まえた上で、権利利益を侵害するおそれがないものについては条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべきである。

オ ただし書イについて

審査請求人は、個人識別情報又は個人の権利利益を侵害するおそれのある情報に該当するとしても、同様の事件を防止し、子どもの生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると主張する。

しかしながら、保育所職員や園児等の個人情報について、個人の人格的な権利利益の保護と人の生命、健康、生活又は財産を保護する公益性とを比較衡量しても、開示する公益性が個人の権利利益を上回るとは認められないことから、ただし書イに該当しないため、別紙3において、条例第7条第2号該当としたものは不開示とすることが妥当であると判断する。

カ ただし書ウについて

個人情報として不開示とされている情報には、警察職員の情報が含まれており、ただし書ウにおいて「個人が公務員等である場合において、当該情報が職務の遂行であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員に係る氏名を除く。）」とされており、公務員であっても氏名は不開示とされている。

このため、公文書16にある警察職員の氏名は不開示だが、職名はただし書ウに該当することから開示すべきである。

5 条例第7条第3号について

(1) 条例第7条第3号の趣旨及び規定について

条例第7条第3号は本文で、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、又は実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を原則として不開示情報とする旨、規定している。

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めるとともに、当該法人等又は当該事業を営む個人の正当な利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものであると解される。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

当審査会が確認したところ、本件対象公文書に記載されている〇〇〇〇〇〇〇〇は開示請求の時点では保育所として事業を行っていたが、本件処分の日同日に閉園されている事実が認められた。

また、実施機関は、本件処分時に〇〇〇〇〇〇〇〇を運営していた法人は、〇〇〇〇〇〇〇〇とは別の保育園（以下「別保育園」という。）の経営を行っていたため、条例第7条第3号に該当すると主張するが、当審査会が審議開始した時点では別保育園は閉園しており、別保育園を運営していた法人は既に保育所に関する事業を行っていないことが確認できた。

行政不服審査法（平成26年法律第68号。）においては、審査請求に係る事案の検討においては、原処分時点に存した事情に基づいて判断すべきとの解釈はあるが、条例第7条第3号については、開示することによる法人等の不利益を判断する規定であることから、処分時の事情のみではなく、事案の審議開始時点での実態も考慮して判断することは問題がないと解する。

以上のことから、当審査会は審査請求の対象公文書の中の当該法人に関する情報をインカメラ審査の結果、公文書4等において、不開示とされている法人の保育園運営や事業に関する情報は、園長や職員の発言の中にある情報も含め、公にしたとしても当該法人の正当な利益を害するおそれはないと認められるため、条例第7条第3号に該当しないことから開示すべきである。

ただし、公文書4に記載されている〇〇〇〇〇〇〇〇以外の保育所に関する情報が記載されている部分については、開示することにより、当該保育所を運営する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、別紙3において、条例第7条第3号該当としたものは不開示とすることが妥当であると判断する。

6 条例第7条第6号について

(1) 条例第7条第6号の趣旨及び規定について

条例第7条第6号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示情報とする趣旨の規定である。

同号に規定された「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる場合を意味するものと解すべきである。

事務又は事業の「適正な遂行」に支障を及ぼす情報か否かを判断するに当たっては、当該支障と当該情報を開示することの公益上の必要性とを比較考慮し、前者が後者を上回る場合にのみ、この不開示情報に該当すると解するのが相当である。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

今回、開示請求のあった〇〇〇〇〇〇〇〇に係る事件は、市及び県への相談や通報によって明らかになったものであり、相談者や通報者は、その内容が公になること



を最初から了知していたわけではないと推認される。

これらの情報が開示された場合、今後同種の相談や通報をする者がいずれ相談や通報の内容が公にされてしまうと考え、相談や通報を躊躇し、正確な事実の把握や行政機関の適切な指導等が阻害されるなど、県や市が行う相談等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

インカメラ審査の結果、公文書4等の「通報や相談に係る情報」には、児童虐待につながる苦情や相談に関する情報が含まれており、提供資料も含めて、開示することにより、実施機関が行う相談業務や児童虐待等への対応等に関する事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが高いと認められることから、別紙3において、条例第7条第6号該当としたものは不開示とすることが妥当であると判断する。

なお、審査請求人の「開示することにより、〇〇〇〇〇〇〇における虐待及び体罰を防止ないし早期発見できなかった原因の検討や今後の再発防止が可能となり、被害者救済にも資するものであって、当該情報を開示することによる公益上の必要性は高い。」との主張については、当該情報を開示することによる再発防止や被害者救済等の公益性は、実施機関が行う将来の事務の公正かつ円滑な遂行に著しい支障が生ずるおそれを上回るとまではいえないものと判断する。

ただし、県の聞き取り調査等に関する情報のうち、その内容が客観的な事実に関する情報であって、特定の個人を識別することができず、個人の権利利益を害するおそれもないと認められる情報については、開示しても、当事者が萎縮し事実をありのまま述べることを躊躇するとは想定できないことから、事務事業の遂行に支障があるとまではいえない。

また、事業者の運営状況など事業者に関する情報については、既に〇〇〇〇〇〇〇〇を運営していた法人は保育事業を行っておらず、当該事業者に関する情報を開示したとしても、実施機関の今後の指導等の事務事業に支障があるとは認められないため、条例第7条第6号に該当しないことから開示すべきである。

## 7 結 論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

なお、諮問第142号事案、諮問第143号事案及び諮問第144号事案は密接に関連するため、当初より一括して審議をした。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 9月30日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
令和 3年11月 2日	・実施機関を經由して審査請求人の反論書(写)を收受
令和 4年 4月19日 (第311回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 4年 5月17日 (第312回審査会)	・審議
令和 4年 6月21日 (第313回審査会)	・審議
令和 4年 7月19日 (第314回審査会)	・審議
令和 4年 8月23日 (第315回審査会)	・審議
令和 4年 9月20日 (第316回審査会)	・実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・審議
令和 4年10月18日 (第317回審査会)	・審議
令和 4年11月15日 (第318回審査会)	・審議
令和 4年12月20日 (第319回審査会)	・審議
令和 5年 1月17日 (第320回審査会)	・審議
令和 5年 3月 2日 (第321回審査会)	・審議
令和 5年 3月28日 (第322回審査会)	・審議
令和 5年 4月27日 (第323回審査会)	・審議
令和 5年 5月23日 (第324回審査会)	・審議
令和 5年 6月20日 (第325回審査会)	・審議
令和 5年 7月24日 (第326回審査会)	・審議

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 8月17日 (第327回審査会)	・ 審議
令和 5年 9月19日 (第328回審査会)	・ 審議
令和 5年10月19日 (第329回審査会)	・ 審議
令和 5年11月16日 (第330回審査会)	・ 審議
令和 5年12月21日 (第331回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿 (令和5年6月22日まで)

(五十音順)

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者

福島県情報公開審査会委員名簿 (令和5年6月23日から)

(五十音順)

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 暁彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者

※ 審査請求の対象公文書はゴシック体としている。

番号	公文書の件名	決定区分	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
1	電話連絡メモ (H31. 4. 25)	一部開示	性別、苦情の内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			苦情の内容	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
2	保育所実地確認報告書 (H31. 4. 25)	一部開示	苦情の内容	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
3	電話連絡メモ (R1. 10. 1)	一部開示	性別、通報者に関する情報、苦情の内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			苦情の内容	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
4	認可保育所〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇における児童虐待の疑いについて (R1. 10. 3)	一部開示	相談、苦情の内容及び苦情についての聴取内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			相談、苦情の内容及び苦情についての聴取内容	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
			相談内容	第7条第6号	県及び市の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
5	電話連絡メモ (R1. 10. 8)	一部開示	通報者に関する情報、苦情の内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			苦情の内容	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
6	電話連絡メモ (R1. 10. 10)	一部開示	通報者に関する情報	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			苦情の内容	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

番号	公文書の件名	決定区分	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
7	苦情に関する対応状況聞き取りメモ (R元. 10. 15)	一部開示	相談、苦情の内容及び苦情についての聴取内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			相談、苦情の内容及び苦情についての聴取内容、運営状況	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
			相談内容、運営状況	第7条第6号	県及び市の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
8	電話連絡メモ (R2. 10. 13)	一部開示	通報者に関する情報、苦情の内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			苦情の内容	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
			通報者に関する情報	第7条第6号	県及び市の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
9	会議等出席報告書 (R2. 11. 16)	一部開示	通報者に関する情報、苦情の内容及び苦情についての聴取内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			苦情の内容及び苦情についての聴取内容	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
			通報者に関する情報	第7条第6号	県及び市の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
10	特別監査復命書 (R2. 11. 17)	一部開示	苦情の内容及び苦情についての聴取内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			苦情の内容及び苦情についての聴取内容	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
			通報者に関する情報	第7条第6号	県及び市の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
11	業務改善命令発議書一式	開示			
12	復命書 (R2. 11. 18)	開示			
13	説明原稿案 (〇〇〇〇〇〇〇) (R2. 11. 19)	一部開示	個人の謝罪、反省に関する部分	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

番号	公文書の件名	決定区分	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
14	「〇〇〇〇〇〇〇〇」保護者への配付資料の件 (R2. 11. 20)	一部開示	個人が行った行為に関する情報	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
15	復命書 (R2. 11. 19)	一部開示	職名、氏名、個人の内心に関する情報、園での保育内容、保護者説明会の発言内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			園での保育内容、保護者説明会の発言及び資料	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
16	復命書 (R2. 11. 20)	一部開示	職名、氏名、通報者に関する情報	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			通報者に関する情報、捜査に関する事	第7条第6号	県の事務に関する情報であって、当該事務の性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
17	復命書 (R2. 11. 21)	開示	職名、氏名、個人の行為に関する情報、職員の状況	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			業務改善計画案	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
18	電話受信記録表 (R2. 11. 21)	一部開示	メール送信者に関する情報	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
19	復命書 (R2. 11. 25)	一部開示	氏名、役職名、勤務先、意見聴取の内容、個人の行為に関する情報、心身の状況	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			意見聴取の内容、業務改善計画案、保護者からの情報提供、対応状況	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
20	電話等対応簿 (R2. 11. 25)	一部開示	氏名、発信者の関する情報	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
21	復命書 (R2. 11. 26)	一部開示	職名、氏名、年齢、聴取内容 (児童の様子、心身の状況)	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			聴取内容 (勤務状況等)	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
			聴取内容 (心身の状況)	第7条第6号	県の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
22	電話応対メモ (R2. 11. 26)	一部開示	氏名、経歴、年齢	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

番号	公文書の件名	決定区分	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
23	電話対応メモ (R2. 11. 26)	一部開示	氏名、経歴、年齢	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
24	「〇〇〇〇〇〇〇」運営委員会の開催日程について (R2. 12. 2)	一部開示	氏名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
25	復命書 (R2. 11. 30)	一部開示	氏名、聴取内容（就業に関する情報）、園児や保育士の状況（心身の状況）	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			聴取内容（法人の経営に関する情報）	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
26	相談窓口カードについて（発議書一式）	開示			
27	電話連絡メモ (R2. 12. 1)	一部開示	氏名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			マスコミの社名	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
			対応内容	第7条第6号	県の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
28	電話対応メモ (R2. 12. 3)	一部開示	特定の園児に関する情報、職員の勤務状況、個人の考え	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			人事に関する情報、管理運営に関する情報	第7条第3号	事業者に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
29	電話対応メモ (R2. 12. 3)	開示			
30	復命書 (R2. 12. 3)	一部開示	氏名、経歴、心身の状況、勤務状況、職名、年齢、聴取内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			勤務状況、運営の状況	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
			聴取内容（心身の状況、個人の考え）	第7条第6号	県の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
31	電話対応メモ (R2. 12. 4)	一部開示	氏名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			マスコミの社名	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。



番号	公文書の件名	決定区分	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
32	電話応対メモ (R2. 12. 4)	一部開示	氏名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			マスコミの社名	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
33	復命書 (R2. 12. 7)	一部開示	氏名、職名、聴取内容（個人の関する情報）	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			聴取内容（法人の人事及び管理運営に関する情報）、運営委員の方からの感想・提案、事業改善計画書（案）、○○○○○○○保護者説明会（案）	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
34	電話応対メモ (R2. 12. 8)	全部開示			
35	電話応対メモ (R2. 12. 8)	一部開示	マスコミの社名	第7条第3号	事業者に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。
36	電話応対メモ (R2. 12. 9)	一部開示	個人の状況、年齢、経歴	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
37	電話応対メモ (R2. 12. 9)	一部開示	経歴、個人の考え	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
38	電話送信記録表 (R2. 12. 10)	開示			
39	電話応対メモ (R2. 12. 10)	一部開示	運営方針	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
40	復命書 (R2. 12. 10)	一部開示	人事情報、運営方針、運営状況、保護者との質疑に関する情報	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
			氏名、職名、心身の状況、個人の考え	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
41	電話応対メモ (R2. 12. 11)	一部開示	運営方針、人事情報	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
			保護者への対応状況	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
42	電話応対メモ (R2. 12. 4)	一部開示	氏名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
43	復命書 (R2. 12. 14)	一部開示	氏名、年齢、職名、勤務状況、施設名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

番号	公文書の件名	決定区分	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
44	電話対応メモ (R2. 12. 15)	一部開示	個人の考え、氏名、職名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			運営方針、保護者の要望、相談内容	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
45	電話対応メモ (R2. 12. 15)	一部開示	氏名、職名、電話番号、入退園時期、苦情の内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			苦情の内容、通報者の状況	第7条第6号	県の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
46	電話対応メモ (R2. 12. 15)	一部開示	氏名、職名、収入、異動に関する情報	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			運営方針、保護者への対応	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
47	復命書 (R2. 12. 17)	一部開示	氏名、職名、個人の考え	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			運営方針、職員の勤務状況、業務改善計画書(案)	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
48	会議等出席報告書 (R2. 12. 18)	一部開示	年齢、性別、氏名、役職名、法人名、主な事業、背景、原因	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			法人代表者の印影、運営方針、人事情報	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
49	電話対応メモ (R2. 12. 21)	一部開示	職員の心身の状況、勤務状況	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			マスコミの社名	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
50	復命書 (R2. 12. 23)	一部開示	氏名、役職名、法人名、勤務状況	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			警察の捜査に関すること	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

番号	公文書の件名	決定区分	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
51	電話対応メモ (R3. 1. 4)	一部開示	氏名、職名、自動欠席理由、職員の勤務状況	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
52	〇〇〇〇からのメール (R2. 12. 28)	一部開示	氏名、年齢、在園年度	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			聴取(報告)内容	第7条第6号	県及び市の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
53	「〇〇〇〇〇〇〇〇」における〇〇〇による保育の内容	一部開示	氏名、年齢、在園年度	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			聴取(報告)内容	第7条第6号	県及び市の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
54	復命書 (R3. 1. 5)	一部開示	氏名、年齢、役職名、勤務先、職業、児童の家庭の事情、経歴、電話番号、心身の状況、勤務状況	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			聴取内容(個人の考え)	第7条第6号	県の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
55	電話送信記録表 (R3. 1. 13)	開示			
56	復命書 (R3. 1. 12)	一部開示	氏名、年齢、心身の状況、特定の園児の様子、勤務先、職業、役職名、勤務の状況、電話番号	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			人事情報、施設のセキュリティ情報、経営情報	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
			聴取内容(個人の考え、勤務状況、運営方針)	第7条第6号	県の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
57	電話対応メモ (R3. 1. 13)	一部開示	氏名、個人の考え、相談内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			相談内容	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
			相談内容	第7条第6号	県及び市の事務に関する情報であって、当該事務の性質上公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。



番号	公文書の件名	決定区分	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
65	電話応対メモ (R2. 12. 4)	一部開示	職業に関すること、氏名、担当弁護士	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
66	〇〇〇〇〇〇〇〇シフト表につきまして (R3. 2. 2)	一部開示	氏名、職名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
67	電話応対メモ (R3. 2. 2)	一部開示	氏名、職名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
68	復命書 (R3. 2. 9)	一部開示	氏名、年齢、職名、勤務先 職業、個人の考え	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			経営状況、運営方針、人事情報	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
69	監査日程調整伺い (R1. 8. 6)	開示			
70	令和元年度児童福祉施設(保育所)指導監査の実施について(発議等一式)	開示			
71	保育所指導監査実施報告書 (R1. 10. 15)	一部開示	氏名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
72	児童福祉施設(保育所)監査資料(令和元年10月15日)	一部開示	氏名、職名、資格の有無、勤務形態、賃金単価、経験年数、年次有給休暇、勤務先、給与・報酬の発令日及び金額、採用・転出入区分、採用年月日、前職、雇用予定年月、選考方法、産休等の区分、産休等期間、採用形態の別、専任兼務の別、年齢、標準勤務日数及び時間、電話番号	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			職種、資格の有無、勤務形態、賃金単価、経験年数、勤務日数・勤務時間、報酬月額、本俸、諸手当、年次有給休暇、本務先、報酬、雇用予定年月、選考の有無・選考方法、採用期間、辞令等、苦情の内容、取引先企業に関する情報、建築士の印影及び資格番号、就業規則に対する意見、育児・介護休業規定、積立金・積立資産の額、固定資産減価償却に関する情報、基本財産及びその他の固定資産に関する情報、借入金に関する情報	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
73	令和元年度児童福祉施設(保育所)監査の結果について(発議等一式)	開示			
74	監査日程調整伺い	開示			
75	令和元年度児童福祉施設(保育所)指導監査の実施について(発議等一式)	開示			

番号	公文書の件名	決定区分	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
76	保育所指導監査及び特定給食施設調査指導実施報告書	一部開示	氏名、職名、住所	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
77	児童福祉施設(保育所)監査資料(令和元年10月15日)	一部開示	氏名、職名、資格の有無、勤務形態、賃金単価、経験年数、採用の形態の別、採用年月日、専任兼務の別、年齢、嘱託医の勤務先	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			職種、資格の有無、勤務形態、賃金単価、経験年数、採用形態の別、専任兼務の別、辞令等、取引先企業に関する情報、建築士の印影及び資格番号、委託費の弾力運用の状況、積立支出の状況、支払い資金残高の状況、資金収支計算書、収支内訳書、部門別残高一覧、財産目録、積立金・積立資産の額、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
78	令和2年度児童福祉施設(保育所)指導監査の結果について(発議書一式)	一部開示	他園に関する質疑	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
79	令和2年度児童福祉施設(保育所)指導監査の改善報告について(発議書一式)	一部開示	氏名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

諮問第143号 別紙2

番号	公文書の件名	開示すべき情報
1	電話連絡メモ (H31. 4. 25)	苦情の内容
2	保育所実地確認報告書 (H31. 4. 25)	苦情の内容
3	電話連絡メモ (R1. 10. 1)	苦情の内容
4	認可保育所〇〇〇〇〇〇〇〇における児童虐待の疑いについて (R1. 10. 3)	相談、苦情の内容及び苦情についての聴取事項
5	電話連絡メモ (R1. 10. 8)	苦情の内容
6	電話連絡メモ (R1. 10. 10)	苦情の内容
7	苦情に関する対応状況聞き取りメモ (R元. 10. 15)	相談、苦情の内容及び苦情についての聴取事項
9	会議等出席報告書 (R2. 11. 16)	苦情の内容及び苦情についての聴取事項
10	特別監査復命書 (R2. 11. 17)	苦情の内容及び苦情についての聴取事項
14	「〇〇〇〇〇〇〇〇」保護者への配付資料の件 (R2. 11. 20)	個人の行った行為に関する情報
15	復命書 (R2. 11. 19)	園での保育内容、保護者説明会の発言内容
16	復命書 (R2. 11. 20)	捜査に関すること
40	復命書 (R2. 12. 10)	運営方針、運営状況、保護者との質疑に関する情報
45	電話対応メモ (R2. 12. 15)	苦情の内容、通報者の状況
46	電話対応メモ (R2. 12. 15)	保護者への対応等
47	復命書 (R2. 12. 17)	運営方針、職員の勤務状況、業務改善計画書 (案)
48	会議等出席報告書 (R2. 12. 18)	主な事案、背景、原因
52	〇〇〇〇からのメール (R2. 12. 28)	聴取 (報告) 内容
53	「〇〇〇〇〇〇〇〇」における〇〇〇による保育の内容	聴取 (報告) 内容
57	電話対応メモ (R3. 1. 13)	相談内容

諮問第143号 別紙3

公文書の件名	順番 (枚数)	開示すべき部分	不開示とすべき部分
1 電話連絡メモ (H31.4.25) *認可保育園「○○○○○ ○○」に対する苦情につ いて	1 枚目表	【内容】1 4月24日のうち ○の6行目	条例第7条第2号該当 【内容】1 4月24日のうち ○の1行目21字～5行目、7行 目、9行目～12行目
		2 ○○○○子育て支援課との内 容 不開示部分全て	
2 保育所実地確認報告書 (H31.4.25)	1 枚目表裏	3 用務の経過、結末等の内容の うち 黒・1個目～6個目 全て	条例第7条第2号該当 3 用務の経過、結末等の内容の うち ○の部分 2行目19字～3行目26 字
3 電話連絡メモ (R1.10.1) *認可保育所「○○○○○ ○○」に対する苦情につ いて(2回目)		【内容】のうち 1の 1行目11字～12字 2行目の○の部分 全て	条例第7条第2号該当 【内容】のうち 黒・1個目～4個目 全て ○○係長の発言 不開示部分の全 て
4 認可保育所○○○○○ ○○における児童虐待の疑 いについて (R1.10.3) *令和元年10月1日の保育園 に係る○○○○○役所の対応 についての情報提供	1 枚目表		条例第7条第2号及び同条第3号 該当 伺い内容のうち 不開示部分全て
	2 枚目表頁1	認可保育所「○○○○○○○」 における児童虐待の疑いについて ② ■令和元年10月1日(金) 「〈内容〉●○○氏から」のうち 黒・1個目の番号 黒・4個目 全て	条例第7条第2号及び同条第3号 該当 認可保育所「○○○○○○○」 における児童虐待の疑いについて ② ■令和元年10月1日(金) 「〈内容〉●○○氏から」のうち 左記以外の全ての相談内容
	2 枚目裏頁2 ～3 枚目表頁 3	「■○○○○○○○訪問①」のう ち ○○○○の確認(質問)の番号 番号1つ目への回答 「⇒○○○○から」のうち 黒・1個目及び2個目 全て 黒・3個目 2行目23字～次頁2 行目 番号2つ目～4つ目への回答 「⇒○○○○から」の全て	条例第7条第6号該当 「●○○から」のうち 不開示部分全て
	3 枚目表頁3	〈その他〉 「●○○○○から」 全て	条例第7条第2号及び同条第6号 該当 「■○○○○○○○訪問①」のう ち ○○○○の確認(質問)内容の 番号を除く全て 番号1つ目への回答 「⇒○○○○から」のうち 黒・3個目 1行目2字～2行目 22字
	3 枚目裏頁4	頁中段「■_____の相談」のうち 〈_____の相談、申し出内容〉の 番号	条例第7条第2号該当 頁中段「■_____の相談」及び 〈_____の相談、申し出内)の番 号以外の不開示部分全て



公文書の件名	順番 (枚数)	開示すべき部分	不開示とすべき部分
4 認可保育所〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇における児童虐待の疑いについて (R1. 10. 3)	4 枚目表頁 5	「■〇〇〇〇〇〇〇〇〇訪問②」のうち 質問の番号	条例第7条第2号該当及び同条第6号該当 「■〇〇〇〇〇〇〇〇〇訪問②」のうち 〇〇〇〇の確認 (質問) 内容の 番号を除く全て
		番号1つ目への回答 「⇒〇〇〇〇〇から」のうち 1行目1字~32字、3行目8字~ 11字 番号2つ目への回答 「⇒〇〇〇〇〇から」のうち 2行目3字~3行目 番号3つ目への回答 「⇒〇〇〇〇〇から」の全て	条例第7条第2号該当 番号1つ目への回答 「⇒〇〇〇〇〇から」のうち 1行目33字~3行目7字  番号2つ目への回答 「⇒〇〇〇〇〇から」のうち 1行目~2行目2字
5 電話連絡メモ (R1. 10. 8) *認可保育園「〇〇〇〇〇〇〇〇」に対する苦情について (3回目)			条例第7条第2号及び同条第3号 該当 不開示部分全て
6 電話連絡メモ (R1. 10. 10) *認可保育園「〇〇〇〇〇〇〇〇」に対する苦情について (4回目)			条例第7条第2号及び同条第3号 該当 不開示部分全て
7 苦情に関する対応状況 聞き取りメモ (R元. 10. 15) *認可保育園「〇〇〇〇〇〇〇〇」に対する苦情について	1 枚目表~1 枚目裏	「→」以下のうち 1つ目〇への回答 全て 2つ目〇への回答 1行目~4行目 3つ目~5つ目〇への回答 全て	条例第7条第2号及び同条第6号 該当 県北保健福祉事務所が聞き取り (質問) した内容 5つの〇の行 全て 「→」以下のうち 2つ目〇への回答の5行目
	1 枚目裏	上から4行目1字~4字、同行22 字~7行目	条例第7条第2号該当 上から4行目5字~21字
9 会議等出席報告書 (R2. 11. 16) *認可保育所「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の苦情に係る〇〇〇〇〇等との打合せ	1 枚目表裏~ 2 枚目表1行 目		条例第7条第2号及び同条第6号 該当 公務員を除く出席者に関する情報 「4 内容(1)」のうち 不開示部分全て
	2 枚目表		条例第7条第2号及び同条第6号 該当 「【その他】」の全て
	2 枚目表	「(2)〇〇〇〇〇との打ち合わせ」 のうち、 黒・2個目 全て 黒・3個目 1行目2字~3行目 13字、3行目34字~4行目	条例第7条第2号及び同条第6号 該当 「(2)〇〇〇〇〇との打ち合わせ」 のうち、 黒・1個目 不開示部分全て 黒・3個目 3行目14字~33字 黒・5個目 不開示部分全て
	3 枚目~8 枚 目		条例第7条第2号及び同条第6号 該当 全て

公文書の件名	順番 (枚数)	開示すべき部分	不開示とすべき部分
10 特別監査復命書 (R2. 11. 17) *認可保育所「○○○○○ ○○」への特別監査 (実態 調査)	1 枚目裏	【複数職員からの証言】 全て 【園長の対応】 全て	条例第7条第2号及び同条第6号 該当 「【○○○○との打ち合わせ】」 のうち 黒・2個目 不開示部分全て
	3 枚目表～4 枚目裏		条例第7条第2号該当 【】の中の職員氏名・職名
	3 枚目表	【】一人目の 黒・3個目 21字～40字 黒・4個目、5個目、7個目 全 て 黒・11個目 2字～27字	条例第7条第2号及び同条第6号 該当 【】一人目の 黒・1個目、2個目、6個目、8 個目～10個目 全て 黒・3個目 2字～20字 黒・11個目 28字～45字
	3 枚目表	【】二人目の 黒・2個目 1行目～4行目15字 黒・5個目 2行目～3行目	【】二人目の 黒・1個目、3個目、4個目、6 個目 全て 黒・2個目 4行目16字～5行目 4字 黒・5個目 1行目
	3 枚目裏	【】三人目の 黒・3個目 2字～8字 黒・4個目 1行目2字～29字	【】三人目の 黒・1個目、2個目 全て 黒・3個目 9字～22字 黒・4個目 1行目30字～5行目
		【】四人目の 黒・1個目 1行目～2行目7字 黒・2個目～4個目、6個目 全 て 黒・7個目 22字～42字	【】四人目の 黒・1個目 2行目8字～13字 黒・5個目 全て 黒・7個目 2字～21字
		【】五人目の 黒・1個目 3行目～4行目 黒・2個目、4個目～7個目 全 て	【】五人目の 黒・1個目 1行目～2行目 黒・3個目 全て
	3 枚目裏～4 枚目表	【】六人目の 黒・4個目、10個目～14個目 全 て	【】六人目の 黒・1個目～3個目、5個目～9 個目 全て
	4 枚目表	【】七人目の 黒・2個目 1行目21字～2行目 7字 黒・3個目 1行目31字～2行目 黒・5個目 全て	【】七人目の 黒・1個目、4個目、6個目、7 個目 全て 黒・2個目 1行目2字～20字、 2行目8字～3行目 黒・3個目 1行目2字～30字
	4 枚目表～裏	【】八人目の 黒・3個目～6個目、10個目 全 て	【】八人目の 黒・1個目、2個目、7個目～9 個目 全て
4 枚目裏	【】九人目の 黒・3個目、5個目～7個目 全 て 黒・4個目 1行目～2行目30字	【】九人目の 黒・1個目、2個目、8個目 全 て 黒・4個目 2行目31字～3行目	

公文書の件名	順番 (枚数)	開示すべき部分	不開示とすべき部分
10 特別監査復命書 (R2. 11. 17)	4枚目裏～5枚目表	【】十人目の 黒・2個目～4個目 全て 黒・5個目 2行目1字～20字 黒・6個目 1行目26字～41字	【】十人目の 黒・1個目 全て 黒・5個目 1行目、2行目21字～35字、 黒・6個目 1行目2字～25字、 2行目
	5枚目表裏	「○園長」発言のうち ○1つ目と2つ目 全て	
	6枚目表	○3つ目 黒・1個目～3個目 全て	条例第7条第2号該当 「○園長」発言のうち ○3つ目 黒・4個目 全て
		○4つ目 黒・1個目～4個目 全て 黒・5個目 1行目～2行目	○4つ目 黒・5個目 3行目～4行目
		「(その他)」 全て	
14 「○○○○○○○○」保 護者への配付資料の件 (R2. 11. 20)	2枚目表	「保護者のみなさまへ」のうち 本文上から1行目～8行目9字、 10行目～13行目18字、15行目以下 全て	条例第7条第2号該当 「保護者のみなさまへ」のうち 本文上から8行目10字～9行目 13行目19字～14行目
	2枚目裏	1行目～3行目、5行目～13行 目、15行目～21行目	条例第7条第2号該当 4行目、14行目
15 復命書 (R2. 11. 19) *認可保育所「○○○○○○ ○○」における保護者説明 会	1枚目表	「4 内容」の全て	
	2枚目表	全て	
	3枚目表裏	園長への質問と回答 全て	
	3枚目裏～4枚目表	県、市とのやりとり 全て	条例第7条第2号該当 一番下の行 3字～7字、同行9 字～次頁3行目
	4枚目表	4行目1字、同行7字～5行目21 字 黒・1個目及び2個目の質疑応答 全て 黒・3個目 (園長) 発言の全て 黒・4個目 質問全て及び(園 長) 発言のうち、1行目～3行 目、7行目5字～16字 下から4行目、下から3行目1字 ～20字、同行30字～下から2行目 一番下の保護者発言 全て	条例第7条第2号該当 4行目2字～6字、5行目22字～ 6行目 黒・3個目 1行目～2行目 黒・4個目 (園長) 発言のう ち、4行目～7行目4字 下から5行目( )の中 下から3行目21字～29字
4枚目裏	1行目～3行目6字、3行目29字 ～6行目16字 黒・1個目と2個目の質疑応答 全て	条例第7条第2号該当 3行目7字～28字、6行目17字～ 35字	

公文書の件名	順番 (枚数)	開示すべき部分	不開示とすべき部分
15 復命書 (R2. 11. 19)	4 枚目裏		条例第7条第2号該当 「(県への質問)」のうち 黒・1個目の 県の回答の 16字 ～20字 黒・2個目の 質問の1行目25字 ～29字 黒・3個目の 質問の2行目22字 ～3行目3字 下から3行目の ( ) の中
	5 枚目表	園長及び園職員の発言内容 全て	条例第7条第2号該当 園長以外の園職員の職・氏名
16 復命書 (R2. 11. 20) *〇〇〇警察署への認可保育所「〇〇〇〇〇〇〇〇」において発生した〇〇による虐待行為についての情報提供 (通報)		警察職員職名  「4 内容」のうち 5行目～8行目22字	条例第7条第2号該当 警察署職員名 条例第7条第2号該当 「4 内容」のうち、 2行目38字～3行目36字、4行目 5字～30字、8行目23字～12行目
40 復命書 (R2. 12. 10) *認可保育所「〇〇〇〇〇〇〇〇」における保護者説明会	1 枚目表裏	「【打ち合わせ内容】」のうち 黒・1個目 1行目25字～41字、 2行目7字～3行目33字、5行目 10字～6行目 黒・2個目 全て 黒・4個目 3行目～4行目	条例第7条第2号該当 「【打ち合わせ内容】」のうち 黒・1個目 4行目17字～5行目 9字 黒・3個目 4行目3字～17字
	1 枚目裏	【保護者説明会】 「(2) 休園について」のうち 黒・3個目 1行目～2行目 黒・4個目 1行目27字～42字	
	2 枚目表裏	「(質疑応答)」のうち 黒・3個目～5個目 質問及び (園)の回答全て 黒・6個目 本文の1行目12字～ 6行目  黒・7個目 全て 黒・8個目 (園)の回答 全て	条例第7条第2号該当 「(質疑応答)」のうち 黒・6個目 園職員の職・氏名  黒・13個目 (園長) 発言の下の 発言者名及びその内容
	4 枚目裏		条例第7条第2号該当 不開示部分全て
45 電話対応メモ (R2. 12. 15) *保護者説明会の開催について	1 枚目表		条例第7条第2号該当 発信者名
	1 枚目表裏	内容のうち ○ 1行目33字～34字、2行目18 字～4行目 黒・4個目 1行目16字～2行目 34字 黒・6個目 1行目1字、同行34 字～2行目23字 黒・7個目及び8個目 全て 黒・9個目 2行目10字～3行目 1字、同行10字～4行目2字 黒・10個目 全て 黒・13個目 4行目17字～34字	内容のうち ○ 1行目2字～8字、1行目35 字～2行目3字、 黒・1個目 1行目10字～2行目 15字、3行目5字～4行目30字 黒・3個目 1行目2字～24字、 同行38字～3行目 黒・5個目 全て 黒・6個目 1行目2字～33字、 2行目24字～3行目 黒・9個目 4行目8字～5行目 黒・11個目 1行目34字～40字、 2行目7字～4行目34字 黒・12個目 1行目2字～8字、 2行目22字～28字、6行目1字～ 7行目8字 黒・13個目 1行目8字～2行目

公文書の件名	順番(枚数)	開示すべき部分	不開示とすべき部分
45 電話対応メモ (R2. 12. 15)	2枚目表		条例第7条第2号該当 不開示部分全て
46 電話対応メモ (R2. 12. 15) *認可保育所「○○○○○ ○○」の今後の運営等につ いて	1枚目表	内容のうち、 ○の2行目4字～4行目29字 黒・1個目 全て 黒・4個目 1行目27字～2行目 黒・5個目 1行目35字～2行目 13字、2行目29字～5行目26字	条例第7条第2号該当 内容のうち ○の1行目29字～2行目3字 黒・2個目及び3個目 全て 黒・5個目 1行目2字～34字、 2行目14字～28字
	1枚目裏	2行目26字～3行目19字	
47 復命書(R2. 12. 17) *認可保育所「○○○○○ ○○」の今後の運営及び業 務改善計画書の内容を確認	1枚目裏	【保育運営状況に係る確認事項】 のうち 黒・1個目～個目 全て 黒・4個目 1行目36字～2行目 黒・7個目 2行目26字～5行目 黒・8個目 全て	条例第7条第2号該当 【保育運営状況に係る確認事項】 のうち 黒・4個目 1行目2字～35字 黒・5個目及び6個目 全て 黒・7個目 1行目～2行目25字
	1枚目裏～2枚 目表	【県からの確認事項】のうち 不開示部分全て	
	2枚目表	【改善計画書の提出について】の うち ※印以下1行目42字～2行目20字	条例第7条第2号該当 【改善計画書の提出について】の うち ※印以下2行目21字～3行目4字
48 会議等出席報告書 (R2. 12. 18) *保育園が提出した業務改 善計画書及び保育所運営に 係る確認事項	1枚目表裏	【保育所運営に係る確認事項】の うち 不開示部分全て	
	2枚目表		条例第7条第3号該当 代表者の印影
	3枚目表頁1 ～裏頁2	〈主な事案〉のうち 黒・1個目 5行目4字～15字 黒・3個目 4行目5字～27字 黒・4個目 2行目24字～3行目 黒・5個目 全て	条例第7条第2号該当 〈主な事案〉のうち 黒・1個目 1行目2字～5行目 3字 黒・2個目 全て 黒・3個目 1行目～4行目4字 黒・4個目 1行目～2行目23字
	3枚目裏頁2 ～4枚目表頁 3	2. 虐待が起こった背景および原 因 「(1) 背景」全て	
	4枚目裏頁4	「(2) 原因」の全て	
	5枚目表頁5 ～裏頁6		条例第7条第2号該当 「(4) 業務分担の明確化」の表の うち 不開示部分全て
	6枚目頁7		条例第7条第2号該当 上から6行目6字～17字
	7枚目裏頁10	運営委員会名簿のうち 表三番目の個人の所属及び役職名	条例第7条第2号該当 運営委員会名簿のうち 表一番目の個人の所属及び氏名 表の三番目と六番目の個人の氏名 表四番目の個人の氏名と子どもの 年齢  苦情受付担当窓口の職員名

公文書の件名	順番 (枚数)	開示すべき部分	不開示とすべき部分	
48 会議等出席報告書 (R2. 12. 18)	7枚目裏頁10		苦情受付第三者相談窓口の所属・職・氏名	
52 ○○○○からのメール (R2. 12. 28) *【秘】○○○○○○○○○関連資料について	1枚目表	所属回覧印下の書き込み部分 不開示部分全て		
	2枚目～13枚目		条例第7条第2号該当 不開示部分全て	
53 ○○○○○○○○における元園長による保育の内容 *認可保育所「○○○○○○○」から提出された、○○○による各園児への保育内容(児童ごととりまとめ)	2枚目表～10枚目表		条例第7条第2号該当 園児名と年齢と在籍年度	
	2枚目表	1の令和2年3月までの欄のうち 1行目～5行目	条例第7条第2号及び同条6号該当 1の令和2年3月までの欄のうち 6行目～7行目	
	2枚目表	2の令和2年3月までの欄のうち 5行目～9行目9字、10行目～12行目	2の令和2年3月までの欄のうち 1行目～4行目、9行目10字～35字	
	2枚目裏	3の令和2年3月までの欄のうち 1行目～2行目、4行目～9行目、11行目	3の令和2年3月までの欄のうち 3行目、10行目	
		3の令和2年4月以降の欄のうち 全て		
		4の令和2年3月までの欄のうち 3行目16字～5行目、7行目～8行目	4の令和2年3月までの欄のうち 1行目～3行目15字、6行目	
	3枚目表	4の令和2年4月以降の欄のうち 1行目～2行目13字	4の令和2年4月以降の欄のうち 2行目14字～26字	
		5の令和2年3月までの欄のうち 1行目、5行目～11行目、13行目～16行目	5の令和2年3月までの欄のうち 2行目～4行目、12行目	
		6の令和2年3月までの欄のうち 1行目、3行目～6行目	6の令和2年3月までの欄のうち 2行目	
		7の令和2年3月までの欄のうち 全て		
		8の令和2年3月までの欄のうち 全て	8の令和2年4月以降の欄のうち 全て	
	3枚目裏	9の令和2年3月までの欄のうち 1行目～2行目、4行目～8行目	9の令和2年3月までの欄のうち 3行目	
		10の令和2年3月までの欄のうち 3行目25字～5行目	10の令和2年3月までの欄のうち 1行目～3行目24字、6行目～7行目	
		11の令和2年3月までの欄のうち 3行目～12行目	11の令和2年3月までの欄のうち 1行目～2行目、13行目～14行目	
	4枚目表	12の令和2年3月までの欄のうち 2行目～6行目、9行目～11行目	12の令和2年3月までの欄のうち 1行目、7行目～8行目	
13の令和2年3月までの欄のうち 1行目～2行目、4行目～8行目、10行目～13行目、16行目		13の令和2年3月までの欄のうち 3行目、9行目、14行目～15行目		
		13の令和2年4月以降の欄のうち 全て		
5枚目表	14の令和2年3月までの欄のうち 全て			
	15の令和2年3月までの欄のうち 1行目～2行目、5行目～8行目	15の令和2年3月までの欄のうち 3行目～4行目		

公文書の件名	順番 (枚数)	開示すべき部分	不開示とすべき部分
53. ○○○○○○○○における○○○による保育の内容	5枚目表	15の令和2年4月以降の欄のうち全て	
		16の令和2年3月までの欄のうち1行目～2行目、5行目	16の令和2年3月までの欄のうち3行目～4行目
	5枚目裏	16の令和2年4月以降の欄のうち全て	
		17の令和2年3月までの欄のうち2行目～5行目	17の令和2年3月までの欄のうち1行目
		17の令和2年4月以降の欄のうち1行目、3行目、4行目39字～8行目	17の令和2年4月以降の欄のうち2行目、4行目2字～38字
		18の令和2年4月以降の欄のうち2行目～16行目	18の令和2年4月以降の欄のうち1行目
	6枚目表	19の令和2年3月までの欄のうち2行目～11行目	19の令和2年3月までの欄のうち1行目
		19の令和2年4月以降の欄のうち2行目8字～25字、5行目～8行目、10行目～11行目	19の令和2年4月以降の欄のうち1行目～2行目7字、3行目～4行目、9行目
		20の令和2年3月までの欄のうち2行目～14行目	20の令和2年3月までの欄のうち1行目
		20の令和2年4月以降の欄のうち1行目～20行目	20の令和2年4月以降の欄のうち21行目
		21の令和2年3月までの欄のうち3行目～7行目	21の令和2年3月までの欄のうち1行目～2行目、8行目
		6枚目裏	21の令和2年4月以降の欄のうち3行目～14行目
	22の令和2年3月までの欄のうち3行目～6行目		22の令和2年3月までの欄のうち1行目～2行目
	22の令和2年4月以降の欄のうち1行目～11行目		22の令和2年4月以降の欄のうち12行目
	23の令和2年3月までの欄のうち全て		
	7枚目表	23の令和2年4月以降の欄のうち全て	
		24の令和2年3月までの欄のうち2行目～8行目	24の令和2年3月までの欄のうち1行目
		24の令和2年4月以降の欄のうち1行目1字～43字、3行目～19行目	24の令和2年4月以降の欄のうち1行目44字～2行目9字
		25の令和2年4月以降の欄のうち全て	
		7枚目裏	26の令和2年4月以降の欄のうち1行目～14行目
	27の令和2年3月までの欄のうち1行目		27の令和2年3月までの欄のうち2行目
	27の令和2年4月以降の欄のうち1行目～11行目14字、11行目29字～15行目		27の令和2年4月以降の欄のうち11行目15字～28字
	8枚目表	28の令和2年3月までの欄のうち2行目～4行目	28の令和2年3月までの欄のうち1行目
		28の令和2年4月以降の欄のうち全て	

公文書の件名	順番 (枚数)	開示すべき部分	不開示とすべき部分
53 ○○○○○○○○における○○○による保育の内容	8枚目表	29の令和2年4月以降の欄のうち全て	
	8枚目裏	30の令和2年3月までの欄のうち2行目～6行目	30の令和2年3月までの欄のうち1行目
		30の令和2年4月以降の欄のうち1行目～5行目、7行目～21行目	30の令和2年4月以降の欄のうち6行目
	9枚目表	31の令和2年4月以降の欄のうち全て	
		32の令和2年3月までの欄のうち2行目～8行目	32の令和2年3月までの欄のうち1行目
	9枚目裏	32の令和2年4月以降の欄のうち全て	
		33の令和2年3月までの欄のうち2行目、4行目～5行目、9行目～11行目	33の令和2年3月までの欄のうち1行目、3行目、6行目～8行目
	10枚目表	33の令和2年4月以降の欄のうち全て	
		34の令和2年4月以降の欄のうち全て	
	10枚目裏	35の令和2年3月までの欄のうち全て	
		35の令和2年4月以降の欄のうち全て	
	11枚目表	36の令和2年4月以降の欄のうち3行目～7行目、9行目、11行目～20行目、23行目～27行目、30行目～32行目	36の令和2年4月以降の欄のうち1行目～2行目、8行目、10行目、21行目～22行目、28行目～29行目
		37の令和2年4月以降の欄のうち全て	
		38の令和2年4月以降の欄のうち全て	
		39の令和2年4月以降の欄のうち全て	
			表の欄外の記述 全て
57 電話対応メモ (R3. 1. 13) *認可保育園「○○○○○ ○○」について	1枚目表		条例第7条第2号該当 保護者の氏名
	1枚目表裏	内容のうち、 黒・2個目 1行目10字～15字、 同行23字～26字、3行目15字～6 行目 黒・3個目 2行目33字～次頁2 行目	条例第7条第2号該当 内容のうち 黒・1個目 全て 黒・2個目 1行目16字～22字、 2行目5字～3行目14字 黒・3個目 1行目～2行目32字

※黒・について、次頁に渡っている場合は、続きとして数える。

※行数は、各段落の上から数え、目印等がない場合は、頁の一番上から数える。

※文字数は、原則左側から数え、括弧 ( )、黒・及び○等の特殊文字も1字として、数字も1文字づつ数える。